

平成29年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	障がい福祉サービス事業			整理番号	— —
				担当課係	介護福祉課 障がい福祉担当
事業予算費目	款	3	民生費	記入者職・氏名	
	項	1	社会福祉費	内線等	166
	目	9	障がい者総合支援費	事業区分	経常事業
	大事業	4	障がい福祉サービス事業	事業期間	平成 25 年 ~ 年度
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）				

■事業の概要・全体計画等（政策の発生源、提案に至るまでの理由）

平成15年度に導入された「支援費制度」により、これまでの措置による制度から、支援費を給付する制度へと大きな政策転換が図られることになった。そして、障がい者が地域で安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、平成18年には「障害者自立支援法」が施行され、平成25年度からは「障害者総合支援法」と名称も改められ、サービス提供の充実を図っている。また、児童福祉法の改正により、障害児福祉サービスの提供や、発達障がい者、難病患者等も障害福祉サービスの受給対象となった。

事業の内容	手段（計画している主な活動の内容、手段、手順）
	福祉サービスの利用を希望する障がい者（児）が市へ申請を行い、市において聞き取りや収入状況の調査をした後、障がい支援区分認定審査会に諮り、各々の支援区分が決定され、相談支援事業所によるサービス利用計画案の作成を経て、各種障がい福祉サービスの支給量を決定する。
事業の目的	効果（事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか） 各々の障がい者に必要とされる障害福祉サービスを提供することにより、障がい種別を問わず、障がい者が地域で安全で安心した生活を送れるようにすることを目的とする。

■総合計画(前期基本計画)との整合性

事業目的が総合計画(前期基本計画)上の施策に結びついているか？	<input checked="" type="checkbox"/> いる	総合計画(前期基本計画)上の位置付け	基本目標	5. 健やかな暮らしづくり
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	② ひとりひとりが輝けるまちづくり
			中項目	5-2地域福祉の充実
			小項目	障がい者福祉の充実
(理由) 基本方針5-2-2障がい者福祉の充実における重要事項として、「障がい者を支援する制度・サービスの充実」を掲げており、総合計画との整合性が図れている。				

■他の自治体の類似する政策との比較検討

障害者総合支援法に基づく事業であり、全国すべての自治体において、同様の事業を実施している。

■市民参加の実施の有無とその内容 (有・**無**) ○を入れてください。

事業の対象	対象(誰、何を対象にしているのか)
	障がい者・障がい児
事業の意図	意図(事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか)
	障がいの種別を問わず、障がい者(児)が安心して地域生活を送れるようするため必要なサービスを提供する。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか)
	障がい者(児)やその家族の様々なニーズに対応した障がい福祉サービスの提供を受けることで、安全で安心して日常生活・社会生活を送ることができている、といった声が聞かれる。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか?	(社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後どのように変化していくか)
	障がい福祉サービス費については、毎年右肩上がりに伸びており、特に障がい児に対するサービス費と就労系のサービス費の支給量の伸びは顕著である。社会参画を望む障がい者は今後も増加することが予想され、事業費の増大が想定される一方で、消費税増税時期の延期により財源の確保が懸念される。今後も国の動きに注視しつつ、制度改正等について、適切に対応していかなければならない。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	29年度	30年度	31年度	32年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	731,887	731,887				
		地 方 債	0	0				
		その他(利用者負担等)	0	0				
		一 般 財 源	243,963	243,963				
	A 直接事業費(千円)	975,850	975,850	0	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	1.20 人	1.20 人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費 ①	6,380	6,380				
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	0.00 人	0.00 人	人	人	人	人
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 賃 金 等 ②	0	0				
	B 人件費計(千円)①+②	6,380	6,380	0	0	0	0	
A + B	982,230	982,230	0	0	0	0		
有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか?	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> a ない	理由	障害者総合支援法に基づく法定必須事業であり、全国すべての自治体で実施されている事業である。				
	② 類似事業との整理統合はできないか?	<input checked="" type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> a できる	理由	障害者総合支援法に基づく法定必須事業であるため、法改正等による以外、市単独での整理統合は不可能である。				
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか?	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> a あり	理由	障がい者相談支援事業の一層の充実を図り、障がい者ニーズの更なる把握に努める。				
◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性	①							
	②							
	③	障がい者が日中に活動できる場所を確保することにより、引きこもり防止や社会参画につながり、安全・安心な日常生活・社会生活をおくることが可能になると思われる。						
所属長による総合的なコメント								
障害者総合支援法に基づく法定必須事業であり、今後、相談支援事業の充実を図ることにより、障害福祉サービスの提供を必要とする障がい者に、適切なサービスが提供されるように努めていく必要があると思われる。								